

# 安全データシート(SDS)

## 1.【製造者情報】

会社名 三喜工業株式会社  
住所 千葉県千葉市中央区今井 1-4-16  
担当部門 技術部  
電話番号 043-262-8100  
FAX番号 043-263-2638  
緊急連絡先 043-262-8100

作成 平成 29 年 1 月 14 日  
改定 平成 29 年 6 月 28 日

整理番号 SDS-1925-01-1

---

製品名 : SN-110H 片面アルミニウム箔貼ガラスクロス

---

## 2.【危険有害性の要約】

GHS分類	: 分類基準に該当しない。
GHSラベル要素	: 該当しない。
シンボル(絵表示)	: なし。
注意喚起語	: なし。
重要危険性有害性及び影響	: 該当しない。
化学物質または混合物の分類	: 混合物(成形品)。
危険有害性情報	: 本製品はシート状の製品であり通常の取扱いにおいては「吸入」や「目に入る」又は「誤飲」に対する障害は予見されない。 本品の二次加工の際の裁断・加熱・溶着作業・折り曲げなどの際に発生するガス・粉塵・煤煙・ヒュームや裁断屑などの危険性は4項の応急措置に示した。

## 3.【組成、成分情報】

单一製品・混合物の区分 : 混合物

化学名又は一般名 : ガラス繊維／アルミニウム箔積層シート

成分名(一般名)	CAS No.	化審法 No.	該当法規制
ガラス繊維	65997-17-3	-	
アルミニウム箔	7429-90-5	-	(安)*
ウレタン系接着剤	非公開	非公開	

毒物及び劇物取締法(毒)、労働安全衛生法(安)及び、化学物質排出把握管理促進法(排)上名称等を通知すべき義務を有す物質について示しました。尚、それ以外は主成分を開示しました。

\*シート状の本製品は労働安全衛生法に規定された「粉末状のもの」に該当しないため、対象外となります。

## 4.【応急措置】

吸入した場合 : 本製品の加熱や燃焼又は裁断などに起因し発生したガス、粉塵・煤煙・ヒューム等を多量に吸入した場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移動させる。嘔吐物は飲み込ませないようにする。

皮膚に付着した場合	適切な応急処置を施し直ちに医師の手当てを受けさせること。 ：裁断などに起因し発生した粉塵や物質が皮膚に付着した場合は水やお湯で石鹼など使用して十分に洗い落とす。また、溶剤、シンナーなどを用いて洗浄しないこと。外観の変化や痛みがある場合には医師の診断を必ず受ける事。
眼に入った場合	：直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。まぶたの裏まで完全に洗うこと。出来るだけ早く眼科医師の診断を受ける事。
応急処置をする者の保護	：救急者は保護具を着用する。
医師に対する特別注意事項	：この安全データシート内容を確認する事。

## 5.【火災時の措置】

消火剤	：乾燥粉末、乾燥砂、炭酸ガス。水や塩化物の消火剤は用いないこと。
消火方法	：消火剤を用い、風上から消火作業を行う。
消火を行う者の保護	：消火を行うときは必ず保護具(空気呼吸器、耐熱着衣など)を着する。
特定の危険有害性	：燃焼又は熱分解により有害ガスが発生する。

## 6.【漏出時の措置】

人体に対する注意事項	：特別な問題はない。
環境に対する注意事項	：漏出物が河川、水路等公共水路に流れ込むのを防止する。
封じ込め及び浄化の方法	：漏出したものを掃き集めて回収する。
二次災害の防止策	：付近の着火源となるものを速やかに除くと共に消火剤を準備する。

## 7.【取扱い及び保管上の注意】

静電気に対する取扱注意事項	：取扱い時に静電気が発生しやすいため帯電防止の保護具使用や除電をする。 静電気により着火し易い可燃物は隔離させる。
擦れに対する注意事項	：シートの端面が手先やその他の身体部分に擦れることにより、擦り傷や切り傷が発生する場合があるので、取り扱いの際には必要に応じて手袋などの保護具を使用すること。
搬送時の注意事項	：本製品は転がりやすく且つ重量物のため輸送あるいは保管時、荷崩れ防止策を講じるようにする。
ガラス繊維を基材とする製品の取扱注意事項	：本製品を裁断するとガラス繊維屑が発生するため、裁断を行う場合は換気の良い場所で防塵マスクや保護めがね、保護手袋などの保護具を装着して行うこと。 本製品を取り扱うために着用した衣類や保護具などを洗浄する際には他の衣類や保護具等とは別々に分けて行うこと。 飛散したガラス繊維に触れると皮膚、目、喉や鼻などに、かゆみや痛みを引き起こすことがあるため、体に付着したガラス繊維屑は、こすらずに石ケンで洗浄するか入浴などで洗い流すこと。 かゆみ、痛みなどの症状が続く場合は医師の診察、手当てを受ける事。
強度低下の注意	：本素材はガラス繊維を基材としているため鋭角に折り曲げないこと。繊維が折損し、初期強度よりも著しく低下するため、安全面・設計強度から逸脱する危険があります。
感電注意事項	：アルミニウム箔は通電性があるため電力原、電気配線、電気機器との接触に注意する。
酸アルカリに対する注意	：アルミニウム箔は強酸、強アルカリ性物質及び、強力な酸化剤と激しく反応するため、これらの薬品などを付着させないようにする。
火源に対する注意事項	：火源に対する製品の取扱いには十分注意すること。本製品の

素材にシート状のアルミニウムを採用しており、燃えにくい性質を有するが、高濃度酸素雰囲気条件下においては激しく燃焼する。

保管に対する注意事項

: 本製品は円筒形のため転がりやすい為、水平な場所に転がり止めをして保管すること。  
雨水や日光の直射を避け、換気の良い屋内冷暗所に保管する。  
火気、熱源、スパーク、火花から遠ざけて保管する。  
高温多湿下に長期保管するとカビが発生する事があるため乾燥雰囲気で保管する事。

#### 8.【暴露防止及び保護措置】

静電気対策

: 除電対策(除電テープ・静電気除去装置など)をする。  
帯電防止性能を有する、長袖の保護衣および安全靴を推奨する。

排気対策

: 作業時に発生するガス・煤煙・ヒューム・粉塵の排気装置を準備すること。

呼吸器の保護具

: 排気が不足している場合は有機ガス用防毒マスクを着用すること。

手の保護具

: 必要に応じて、化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用させる。

眼の保護具

: 保護メガネを着用させることが望ましい。

#### 9.【物理的及び化学的性質】

形 状

: シート状固形物

色

: シルバー

臭 気

: 無臭～わずかな特異臭

pH

: 測定不可

沸 点

: 知見なし

引火点

: 知見なし

発火点

: 知見なし

燃焼性

: 知見なし

燃焼又は爆発範囲

: 知見なし

蒸気圧

: 知見なし

蒸気密度

: 知見なし

比 重※

: 2.7

溶解度

: 知見なし

n-オクタノール/水分配係数

: 知見なし

粘 度

: 知見なし

分解温度

: 知見なし

※アルミニウムの比重 2.7を参考まで示した。

#### 10.【安定性及び反応性】

安定性

: 通常の取扱いにおいて安定。

反応性

: 標準状態では危険な反応は無い。

危険有害な分解生成物

: 燃焼や加熱により二酸化炭素、一酸化炭素、シアノ化水素ガスが発生する。

#### 11.【有害性情報】

急性毒性

: 知見なし

皮膚腐食性

: 知見なし

皮膚刺激性

: 知見なし

目に対する重篤な損傷性

: 知見なし

又は刺激性	
呼吸器感作性または	: 知見なし
皮膚感作性	
生殖細胞変異原性	: 知見なし
発がん性	: 知見なし
生殖毒性	: 知見なし
特定標的臓器毒性、	: 知見なし
単回ばく露	
特定標的臓器毒性、	: 知見なし
反復ばく露	
急性呼吸器有害性	: 知見なし

---

## 12.【環境影響情報】

生態毒性	: データなし
残留性・分解性	: 難分解性
生態蓄積性	: データなし
土壤中の移動性	: データなし
オゾン層への有害性	: データなし
他の有害影響	: データなし

---

## 13.【廃棄上の注意】

国の法規及び地方条例に従って廃棄物処理を行う。  
埋め立て時には「廃棄物処理法」に従って実施する事。  
焼却処理をする場合は都道府県の許認可を受けた焼却炉において実施する事。  
本製品の包装材料についても上記に示した内容で実施する事。

---

## 14.【輸送上の注意】

国際規制	: 該当しない
国内規制	: 該当しない
輸送上の一般注意事項	: 円筒形であり転がりやすいため、荷崩れ対策を実施する事。

---

## 15.【関係法令】

消防法	: 市町村条例に従った対応が必要。
廃棄物処理法	: 廃プラスチック又はガラスくずに該当。各都道府県の条例を確認する事。
労働安全衛生法	: 非該当
毒物及び劇物取締法	: 非該当
化学物質排出把握管理	: 非該当
促進法	

---

## 16.【その他の情報】

### 引用文献

- ① JIS Z 7252:2014 GHSに基づく化学品の分類方法
- ② JIS Z 7253:2012 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)
- ③ 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)最終改正:平成二十三年六月二十四日法律第七四号
- ④ 通称PRPT法「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成11年法律第86号)
- ⑤ 通称廃棄物処理法「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工例」(昭和四十六年九月二十三日政令第三百号)最終改正:平成二六年三月二六日政令第八〇号

- ⑥ 通称毒劇法「毒物及び劇物取締法」(昭和二十五年十二月二十八日法律第三百三号)  
最終改正:平成二七年六月二六日法律第五〇号

#### 注意事項

- ① 本文は、一般的な工業的用途について、「製品の適切な取扱い」を確保するための参考資料として提供するもので保証書ではありません。
- ② 記載内容は現時点での信頼し得ると考えられる資料ならびに測定等に基づき作成したものです。使用者各位は、これを参考として自らの責任において個々の取扱い等の実態に応じた適切なる措置をお取り下さるようお願いいたします。
- ③ 個別の物質、成分に関して製品の安全データシートの発行が義務付けられている「労働安全衛生法上の名称等を通知すべき有害物」及び、「化学物質排出把握管理促進法上の第一種指定化学物質と特定第一種指定化学物質及び、第二種指定化学物質」として指定されているもので指定成分以上に使用されている成分、毒劇法にて指定され指定濃度以上に使用されている成分以外は弊社の都合により開示しないこともあります。ご了承お願いします。

以上